②前期高齢者納付金」のうち「合計［61］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　①前期高齢者交付金」のうち「合計［58］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成29年度国民健康保険療養給付費等負担金等算出表」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.04153028

［18～22　略］

十Ⅱ　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

(B × 4.013 ＋ C × 10.755) ／ A

［略］

2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告」という。）によつて平成三十一年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈣地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。

3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告によつて平成三十一年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。

②前期高齢者納付金」のうち「合計［61］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　①前期高齢者交付金」のうち「合計［58］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金等算出表」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.00050163

［18～22　同上］

九Ⅱ　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

(B × 4.054 ＋ C × 11.194) ／ A

［同左］

2　居宅介護サービス等受給者数は、この表の市町村の項第十号3に規定する当該都道府県の区域内の市町村の数値の合計数とする。

3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村が、その年の二月分として介護保険事業状況報告（平成十二年五月十七日付老発第四百八十七号老人保健福祉局長通知）によつて厚生労働省に報告した「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。